第10期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告

新 株 予 約 権 等 の 状 況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書連結 注 記 表

計算書類

 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

 個 別 注 記 表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://www.jtower.co.jp/ir) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社JTOWER

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

				第 3 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行	決	議	\Box	2013年12月25日	2015年11月25日
新 株 -	予約	権の	数	9個	1個
新株予約株 式 (]権のE D 種	目的とな 類 と	: る 数	普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき 400株	
新株予約	的権の	払込金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要 しない	新株予約権と引換えに払い込みは要 しない
新株予約出資され				新株予約権1個当たり 34,800円 (1株当たり 87円)	新株予約権1個当たり 43,600円 (1株当たり 109円)
権利	行 倞	吏 期	間	2015年12月26日から 2023年12月25日まで	2017年12月26日から 2025年12月25日まで
行 使	の	条	件	(注) 1	(注) 1
	取(社外取	締 双締役を除	役(<)	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 3,600株 保有者数 1名	
役 員 の保有状況	社 外	取締	役	新株予約権の数-個目的となる株式数-株保有者数-名	新株予約権の数-個目的となる株式数-株保有者数-名
	監	査	役	新株予約権の数-個目的となる株式数-株保有者数-名	

						第 1 4 回 新 株 予	, 約 権	第15回新株子	予約権
						71 1 4 6 70 10 10	小刀「圧		7. 小刀 1圧
発	丁	決	諄	美	\Box	2019年6月26日	3	2019年8月21	
新株	予	約	権	\mathcal{O}	数		500個		925個
新 株 予 株 式	· 約 ね	権 の [種	目 的 類	となと	: る 数	普通株式 (新株予約権1個につき	2,000株 4株)	普通株式 (新株予約権1個につき	3,700株 4株)
新株	多約	権の	払う	込 金	額	新株予約権と引換えに払い しない	い込みは要	新株予約権と引換えに払 しない	い込みは要
新株予出 資 さ						新株予約権1個当たり (1株当たり	4,748円 1,187円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	7,696円 1,924円)
権利	1	行(吏	期	間	2021年6月27日; 2029年6月26日;		2021年8月22日 2029年8月21日	
行	吏	の	弇	2	件	(注) 1		(注) 1	
		取 (社外)	締 収締役	どを除	役(<)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名
役 員保有状	の 況	社 外	取	締	役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	500個 2,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	325個 1,300株 1名
		監	査		役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	600個 2,400株 2名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の 適正を確保するための体制について、「内部統制システムの構築に関する基本方針」として取締 役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、社会理念、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、 企業ビジョンに基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - c. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 代表取締役社長直轄の内部監査担当を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル 等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当が行うものとする。

- c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d. 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する 規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜 臨時に開催する。
- b. 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- c. 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- d. 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするととも に、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、 関係会社の管理はコーポレート本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプラ イアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者であ るコーポレート本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- b. 内部監査担当は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業 内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限 及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- d. 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本 方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、コーポレート本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けたコーポレート本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の 重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に 説明を求めることができることとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - c. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係 る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに 処理するものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会 うものとする。
 - b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時外部法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を 図ることとする。
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本 方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、 企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b. コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び外部法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその 適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりで あります。

① 取締役の職務執行について

取締役会を20回開催し、社外取締役及び監査役の出席の下、法令や定款及び各種社内規程等に定められた事項や経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況の報告を行っております。また、経営会議を12回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議しております。取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理をしています。

② 監査役の職務執行について

監査役会を19回開催したほか、取締役会及び経営会議等の重要会議への出席や、当社の代表取締役、その他の役員、幹部社員及び子会社の役員との面談等により内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。また、内部監査担当者、会計監査人等との間で定期的に意見交換を行うなど、積極的な連携を図り、監査の実効性を高めています。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄の内部監査担当者は、内部監査基本計画に基づき、当社及び関係会社の 業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、その結果を代表取締役社長及び監 査役に報告しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

コンプライアンス規程その他リスク管理に関する社内規程を定め、各種研修(入社時研修、インサイダー取引に関する研修、情報セキュリティ研修等)を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。法令違反その他法令上疑義のある行為等に対しては内部通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

								株	Ē	主 資		本		
					資	本	金	資本剰余金	金	利益剰余金	自	己 株 式	杉	未主資本合計
当其	期 ī	首	残	高		4,300	,871	2,462,1	95	523,956		△350)	7,286,673
当其	明 3	変	動	額										
新	株	の	発	行		3,688	,250	3,688,2	50					7,376,500
	:社株: 期	主に! 純	帰属す 利	「る 益						644,386				644,386
自己	3 株	式	の取	得								△99,688	3	△99,688
			の項E (純額											
当 期	変	動客	頁 合	計		3,688	,250	3,688,2	50	644,386		△99,688	3	7,921,199
当其	明:	末	残	高		7,989	,122	6,150,4	66	1,168,343		△100,038	3	15,207,873

						その	の他	の包括	5利益累計額	
					為調	替 整	換勘	算定	その他の包括利 益累計額合計	純資産合計
当	期	首	残	高		\triangle	149	,508	△149,508	7,137,165
当	期	変	動	額						
新	株	の	発	行						7,376,500
親当		*主に 純	帰属す	する 益						644,386
自	己核	* 式	の取	得						△99,688
			∤の項E 頁(純				161	,627	161,627	161,627
当其	朝 変	動	額合	計			161	,627	161,627	8,082,827
当	期	末	残	高			12	,118	12,118	15,219,992

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社

・主要な連結子会社の名称 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company

VIBS PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 Vietnam Infrastructure Holding Ltd.

Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd.

JTOWER MALAYSIA SDN. BHD.

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純

損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結 計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しており

ます。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称 Vietnam Infrastructure Holding Ltd.

Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd.

JTOWER MALAYSIA SDN. BHD.

・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う

額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外して

おります。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったGNI Myanmar Co., Ltd.及び株式会社ナビックの株式を全て売却したことにより、両社を持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びVIBS PTE. LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物、機械装置及び運搬具については定額法、工具、器具及 び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 5年~10年

口. 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間 (3~5年) に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 国内IBS事業

国内IBS事業においては、国内携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当該基本契約に基づき、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから利用料を受領しております。当社共用設備を契約期間にわたって提供することを主な履行義務としており、履行義務は原則として、時の経過に応じて充足されるため、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて均等に収益を認識しております。主な取引の対価は契約に基づき、一定期間の利用料を前受で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、当社共用設備の利用に付帯して実施する基地局設備の設置工事等の短期請負工事については、工事の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

口. 海外IBS事業

海外IBS事業においては、展開国における携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当該基本契約に基づき、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから利用料を受領しております。当社共用設備を契約期間にわたって提供することを主な履行義務としており、履行義務は原則として、時の経過に応じて充足されるため、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて均等に収益を認識しております。取引の対価は契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、通信関連機器の導入については、ネットワーク構築、機器の据付完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

ハ. タワー事業

タワー事業においては、国内携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当該基本契約に基づき、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから利用料を受領しております。当社共用設備を契約期間にわたって提供することを主な履行義務としており、履行義務は原則として、時の経過に応じて充足されるため、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて均等に収益を認識しております。取引の対価は契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、業務受託については、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

二. ソリューション事業

ソリューション事業においては、顧客との契約に基づき、クラウドWi-Fiソリューション、SITE LOCATORサービス、ローカル5Gサービス等のサービスを提供しております。通信サービスの利用料、ライセンスの利用料や保守サービスの提供については、履行義務は時の経過に応じて充足されるため契約期間に応じて均等に収益を認識しております。取引の対価は契約に基づき、一定期間の利用料を前受または履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、通信関連機器の導入については、ネットワーク構築、機器の据付完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。業務受託については、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は従来より、インフラシェアリング関連の財またはサービス等、一定の期間にわたり充足される履行 義務に関しては、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて収益を認識しているため、収益認識会計基準 等の適用による当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」のうち、顧客との契約から生じた残高については、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました流動負債の「前受収益」(当連結会計年度は32,616千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました固定負債の「長期前受収益」(当連結会計年度は103,671千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 331,591千円

繰延税金資産(当社に関するもの)は、将来の課税所得の見積額に基づき、一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得の見積りにあたっては、新規導入物件数、物件当たり単価等の仮定を用い、今後5年間において合理的に回収可能と見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

これらの仮定は、最善の見積りによって決定されますが、将来事象には不確実性が伴うため、将来の経済 条件が変動した場合には、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

有形固定資産 8,317,328千円

有形固定資産は主に国内IBS事業に関するものであり、原則として国内IBS事業を他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。また、一部収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループを切り離して個別にグルーピングを行っております。

各資産又は資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りは最善の見積りによって決定されますが、将来事象には不確実性が伴うため、将来の経済条件が変動した場合には、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3.491.655千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

200,000千円

借入実行残高

-千円

差引額

200.000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22.009.418株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株		り 種	類	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度			
不	I()	ノ作	夶	期首の株式数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	末の株式数			
普	通	株	式	84株	16,075株	一株	16,159株			

- (注) 自己株式の数の増加には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度の導入により当該信託が取得した数が含まれております。なお、当連結会計年度末日の自己株式数のうち、当該信託が所有する株式数は、16.000株であります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

129,500株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、自己資金による充当及び金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の債務については、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。
 - ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理当社は、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。
 - ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流 動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の管理を 行っております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採 用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金及び未払金については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

								連結貸借対照表 計上額	時	価	差	額
(1)	長	期	借	入	金	*	1	210,000		208,520		△1,479
(2)	IJ	_	ス	債	務	*	2	523,136		523,715		578
			É	負債	Ħ			733,136		732,235		△901

- ※1 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- ※2 リース債務には、1年内支払予定のリース債務を含めております。
- (注) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の とおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	50,320千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価;観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
長期借入金	_	208,520	_	208,520				
リース債務	_	523,715	_	523,715				

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	60,000	55,000	65,000	30,000	_	_
リース債務	224,554	168,575	121,831	8,175	_	_
合計	284,554	223,575	186,831	38,175	_	_

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであり、主要な製品及びサービス別に 分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	Ē.	製品及びサービ	スに関する情報	Ī	
	国内IBS事業	海外IBS事業	タワー事業	ソリューショ ン事業	合計
一定の期間にわたり移転される 財またはサービス	3,207,781	542,492	2,455	2,711	3,755,440
一時点で移転される財またはサ ービス	173,345	26,661	53,312	116,491	369,811
顧客との契約から生じる収益	3,381,126	569,154	55,768	119,202	4,125,251
その他の収益	_	_	_	90,785	90,785
外部顧客への売上高	3,381,126	569,154	55,768	209,988	4,216,037

- (注) その他の収益はSITE LOCATORサービスにおける不動産転貸収入であります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5)会計方針に関する事項 ③ 収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の金額 及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。当社は、当該残存履行義 務について、顧客との契約期間に応じて収益を認識することを見込んでおります。なお、残存履行義 務に配分した取引価格には、当連結会計年度末時点で未入金のため契約負債に含まれない金額を含め ております。

1年内	3,387,937千円
1 年超	5,445,542
合計	8,833,479

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

692円03銭

(2) 1株当たり当期純利益

29円56銭

(注) 当社は株式給付信託(J-ESOP) 制度を導入しており、1株当たり情報の算定において、当該信託が 所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当 該株式数を控除しております。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は16,000株、期中平均株 式数は13,538株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、子会社の設立を決議いたしました。

1. 子会社設立の目的

2022年3月25日開催の取締役会において、株式会社NTTドコモ(以下 ドコモ)が保有する通信鉄塔最大 6,002基の取得および取得後において当該通信鉄塔をドコモが利用する事に関する基本契約締結の決定を決議しました。当該通信鉄塔の取得のための資金の一部について、SPC(特別目的会社)としての子会社を設立するスキームを活用したファイナンスストラクチャーを予定しており、本子会社の設立は、当該ファイナンスストラクチャーの組成の一環としての取り組みであります。

2. 設立する子会社の概要

(1)	名								称	合同会社JTOWER Infrastructure
(2)	所				在				地	東京都港区赤坂八丁目5番41号
										代表社員 当社が同時に設立予定の中間持株会社
(3)	代	表	者	\bigcirc	役	職	•	氏	名	(当社の連結子会社)
										職務執行者 田中 敦史
(4)	事		1	業		内]		容	通信インフラシェアリング事業
(5)	資				本				金	0.1百万円
(6)	設		<u>17</u>		年		月			2022年4月18日
(7)	+	쌆	<u></u>	73	び	姞	壮	H		当社が同時に設立予定の中間持株会社(当社の連結子会社)
	人	1/1\		汉	U	1/1	1/1\	ഥ		100%
(8)	当社	性と	当該	孩子:	会社	<u>ک</u> ک	り間	の関	係	
	資		7	本		関			係	当社の連結子会社が100%出資する子会社であります。
	人		ŕ	·····································		関	1		係	当社の連結子会社が当該子会社の代表社員であり、当社の取締役
			L	ה ר		大	J		NK	1名が当該子会社の職務執行者を兼任する予定であります。
	取		Ī	31		関			係	当該子会社との間で業務委託契約の締結を予定しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本 本			
		資本乗	割余金	利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	純 資 産 計
				繰越利益 剰余金	合 計			
当 期 首 残 高	4,300,871	3,121,701	3,121,701	392,545	392,545	△350	7,814,769	7,814,769
当期変動額								
新株の発行	3,688,250	3,688,250	3,688,250				7,376,500	7,376,500
当期純利益				599,086	599,086		599,086	599,086
自己株式の取得						△99,688	△99,688	△99,688
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)								
当期変動額合計	3,688,250	3,688,250	3,688,250	599,086	599,086	△99,688	7,875,899	7,875,899
当 期 末 残 高	7,989,122	6,809,952	6,809,952	991,632	991,632	△100,038	15,690,669	15,690,669

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物、構築物、機械及び装置については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物8年~15年構築物20年機械及び装置9年~10年工具、器具及び備品2年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権につ

いて個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業

年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 国内IBS事業

国内IBS事業においては、国内携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当該基本契約に基づき、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから利用料を受領しております。当社共用設備を契約期間にわたって提供することを主な履行義務としており、履行義務は原則として、時の経過に応じて充足

されるため、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて均等に収益を認識しております。主な取引の対価は契約に基づき、一定期間の利用料を前受で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、当社共用設備の利用に付帯して実施する基地局設備の設置工事等の短期請負工事については、 工事の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

ロ. タワー事業

タワー事業においては、国内携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当該基本契約に基づき、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから利用料を受領しております。当社共用設備を契約期間にわたって提供することを主な履行義務としており、履行義務は原則として、時の経過に応じて充足されるため、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて均等に収益を認識しております。取引の対価は契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、業務受託については、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

ハ. ソリューション事業

ソリューション事業においては、顧客との契約に基づき、クラウドWi-Fiソリューション、SITE LOCATORサービス、ローカル5Gサービス等のサービスを提供しております。通信サービスの利用料、ライセンスの利用料や保守サービスの提供については、履行義務は時の経過に応じて充足されるため契約期間に応じて均等に収益を認識しております。取引の対価は契約に基づき、一定期間の利用料を前受または履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

その他、通信関連機器の導入については、ネットワーク構築、機器の据付完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。業務受託については、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は従来より、インフラシェアリング関連の財またはサービス等、一定の期間にわたり充足される履行 義務に関しては、顧客との契約に基づく役務提供期間に応じて収益を認識しているため、収益認識会計基準 等の適用による当事業度の損益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」のうち、顧客との契約から生じた残高については、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 331,591千円

有形固定資産 7.826.863千円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報の記載事項は連結注記表と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2.729.977千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

200,000千円

借入実行残高

一千円

美引額

200.000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権

3,276千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

3,497千円

その他

13.935千円

営業取引以外の取引高

43,637千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,009,418株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

址	株式の種類	米百	当事業年度	当	事	業	年	度	当	事	業	年	度	当	事	業	年	度	
11/1		期首の株式数	増	加	株	式	数	減	少	株	式	数	末	\mathcal{O}	株	式	数		
普	通	株	式	84株			16	,075	5株				_	- 株			16	,159	9株

(注) 自己株式の数の増加には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度の導入により当該信託が取得した数が含まれております。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、当該信託が所有する株式数は、16,000株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 293,016千円 減損損失 16,198千円 その他 23,419千円 332.634千円 繰延税金資産小計 評価性引当額 △1,043千円 繰延税金資産合計 331,591千円 繰延税金負債合計 一千円 繰延税金資産の純額 331,591千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	日本電信電話株式会社	被所有 直接19.1% 間接2.5%	_	増資の引受 (注) 1	3,675,060	_	_
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 NTTドコモ	被所有 直接2.5%	当社サービスの 提供	インフラシェア 設備利用料等 (注) 2	1,048,670	売掛金 前受収益	19,090 2,155,220
連結子会社	VIBS PTE. LTD.	所有 直接100.0%	役員の兼任	債務引受け及び 債権放棄 (注) 3	43,637	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値により決定しております。
 - 2. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して価格交渉の上で決定しております。
 - 3. VIBS PTE. LTD.の子会社であり、ベトナムにて清算中の非連結子会社において、ベトナム税務当局による税務調査により生じた過年度法人税等の支払いを当社が引き受け、当該非連結子会社に対する債権について貸倒損失を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する 注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

713円43銭

(2) 1株当たり当期純利益

27円49銭

(注) 当社は株式給付信託 (J-ESOP) 制度を導入しており、1株当たり情報の算定において、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は16,000株、期中平均株式数は13,538株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、子会社の設立を決議いたしました。

1. 子会社設立の目的

2022年3月25日開催の取締役会において、株式会社NTTドコモ(以下 ドコモ)が保有する通信鉄塔最大 6,002基の取得および取得後において当該通信鉄塔をドコモが利用する事に関する基本契約締結の決定を決議しました。当該通信鉄塔の取得のための資金の一部について、SPC(特別目的会社)としての子会社を設立するスキームを活用したファイナンスストラクチャーを予定しており、本子会社の設立は、当該ファイナンスストラクチャーの組成の一環としての取り組みであります。

2. 設立する子会社の概要

(1)	名								称	合同会社JTOWER Infrastructure
(2)	所				在				地	東京都港区赤坂八丁目5番41号
										代表社員 当社が同時に設立予定の中間持株会社
(3)	代	表	者	\bigcirc	役	職	•	氏	名	(当社の連結子会社)
										職務執行者 田中 敦史
(4)	事		3	業		内]		容	通信インフラシェアリング事業
(5)	資				本				金	0.1百万円
(6)	設		<u> </u>		年		月			2022年4月18日
(7)	+	壮	主	73	7 K		杜	H	55:	当社が同時に設立予定の中間持株会社(当社の連結子会社)
	人	1/1\		汉	U	1/1	171	Ш	-	100%
(8)	3) 当社と当該子会社との間の関係						り間	の関	係	
	資		7	本		関			係	当社の連結子会社が100%出資する子会社であります。
	人		ď	的 的		関	1		係	当社の連結子会社が当該子会社の代表社員であり、当社の取締役
			נם		因		ני		不	1名が当該子会社の職務執行者を兼任する予定であります。
	取		Ē	31		関]		係	当該子会社との間で業務委託契約の締結を予定しております。